

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可) (密日)

# 鳥取県公報

## ◇条例

**目次**

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル  
 条例の一部を改正する条例  
 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び  
 退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員  
 の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき  
 在職期間との通算に関する条例の一部を改正  
 する条例  
 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び  
 退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員  
 の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき  
 在職期間との通算に関する条例の一部を改正  
 する条例

## 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一  
部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関ス  
ル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大  
正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のよう  
に改正する。

第二十三条第一項第一号中「恩給法ノ適用ヲ受クル公  
務員」を「恩給法第十九条ニ規定スル公務員及法令ニ依  
リ当該公務員ト見做サルル者(以下「公務員」ト謂フ)」  
に改める。

第二十五条ノ二第三項を第四項とし、同条第二項中  
「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条  
第一項の次に次の一項を加える。

労働福祉事業団設立ノ際県吏員等トシテ在職スル者  
引続キ県吏員等トシテ在職シ引続キ労働福祉事業団ノ  
役員又ハ職員トシテ在職スル者カ雇用促進事業団設立  
ニ際シ引続キ当該雇用促進事業団ノ役員又ハ職員トナ

リタル場合ニ於テハ其ノ者ノ雇用促進事業団ノ役員又ハ職員トシテノ在職ヲ労働福祉事業団ノ役員又ハ職員トシテノ在職ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス  
第二十五条ノ三第一項及第二十五条ノ四第一項中「県吏員等トシテノ在職年カ退職年金ニ付テノ最短期間ニ達シタル者」を「県吏員等トシテノ在職年又ハ公務員トシテノ在職年カ退職年金又ハ普通恩給ニ付テノ最短期間ニ達シタル者」に改める。  
第二十五条ノ四第三項中「及第二項」を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第二項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十六年十二月二十一日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の場合において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第四十一条第一項又

は第四十二条第一項第三号の規定により普通恩給の基礎となるべき在職年の計算上加えられるべき期間を加えることなく十七年に達するとき又は当該加えられるべき期間を加えることにより十七年をこえることとなるときにおける当該加えられるべき期間又は当該こえる期間及び同法附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年の計算上算入されるべき加算年は、職員としての在職期間に通算しないものとする。  
第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法律第五十五号附則第二十四条の五第一項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者で職員となつたものが退職した場合においては、この限りでない。  
第九条第二項に次の後段を加える。

この場合において、退職年金の年額が当該年額の算定の基礎となつた在職期間の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となつている在職期間の年数を控除

した年数一年につき退職年金の基礎となるべき給料年額の百五十分の一に相当する額より少ないときは、当該額をもつて退職年金の年額とする。

第九条第三項を次のように改める。

3 第四条の規定の適用により、他の都道府県の退職年金又は市町村の退職年金権を有し普通恩給権を有しない者に退職年金を支給する場合において、退職年金の年額が、当該他の都道府県の退職年金又は当該市町村の退職年金の年額に退職年金の算定の基礎となつた在職期間の年数から当該他の都道府県の退職年金又は当該市町村の退職年金の算定の基礎となつた在職期間の年数を控除した年数一年につき退職年金の基礎となるべき給料年額の百五十分の一に相当する額を加算した額より少ないときは、当該額をもつて退職年金の年額とする。

第九条に次の一項を加える。

4 前条の規定は、法律第五十五号附則第二十四条の五第一項の規定による普通恩給権を有する公務員、他

の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者で職員となつたものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間(普通恩給の基礎となつた在職期間を除く。)又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退職年金を支給するときについて準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、この条例による改正後の第九条第二項及び第三項の規定は、同日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

(旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置)

第二条 この条例による改正前の条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭

和三十二年九月一日からこの条例の施行の日の前日まで間に退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項及び改正後の第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族については、同年十月から退職年金又は遺族年金を支給し、同年九月三十日において現に同法附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項及び改正後の第五条第一項の規定を適用することなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、

退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合において、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときは、その合算額とし、既に国庫又は都道府県若しくは市町村に返還されたものは、控除するものとする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(適用日前に普通恩給権等を有していた者の在職期間の通算に関する特例)

第五条の二 この条例により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に普通恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短期間以上当該市町村以外の市町村の教育職員

としての在職期間を有していても、改正後の第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

附則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発

者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一月極 二〇円(送料共)

印刷所 鳥取県